

写

4 農振第 2224 号 - 1
令和 5 年 2 月 14 日

近畿農政局長 殿

農村振興局長

土地改良区の地区除外等の取扱いについて

土地改良区の地区内における農地転用や水田の畠地化等に伴う地区除外に際しては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 42 条（権利義務の承継及び決済）、同法第 43 条（組合員の資格得喪の通知義務）及び同法第 66 条（地区変更）に規定する各手続を必要とし、さらに同法第 48 条（土地改良事業計画の変更等）に規定する手続を要する場合も生ずる。

今般、これらの各手続を一層的確に行わせ、また、地区除外が土地改良区の事業に及ぼす影響が少なくなるように調整させるため、貴職におかれでは、別紙「土地改良区地区除外等処理規程例」を参考として土地改良区地区除外等処理規程を設定させるとともに、地区除外の対象となる農地面積が一定面積以下の場合における当該規程に基づく意見書の交付等については総会（総代会）の議決を要せず理事会等で処理し得るよう規約に定める等の措置を講じ、地区除外に伴う土地改良区の事務処理を円滑に行わせるよう指導されたい。

なお、土地改良区地区除外等処理規程の運用に当たっては、下記事項に留意するようあわせて指導されたい。

また、「土地改良区の地区除外等の取扱について」（昭和 40 年 5 月 12 日付け 40 農地 B 第 1671 号 農林省農地局長通知）は廃止したので、あわせて御了知いただくとともに、これらについて貴管下府県知事に対して周知願いたい。

記

決済金算定基準について

- 1 決済の基本となる土地改良事業費（維持管理費を含む。以下「事業費」という。）は、法手続により確定した計画によることを原則とするが、物価変動により残存事業費が増減する場合には、その増減額を加除した事業費によるものとする。
- 2 (1) 維持管理費を決済の対象とするには、維持管理計画が確定していることはもちろん、さらに、決済対象期間に対応する事業費が、その計画に示されていなければならない。このため、施設別区分又は設置若しくは改良時点別の区分を行い、それぞれについて耐用年数期間と各維持管理費を算定する必要がある。
ただし、これらの区分が困難な場合にあっては、ア) 耐用年数期間の最も短い施設の当該期間をもって全ての施設の耐用年数期間に代える、イ) 総合耐用年数期間をもって全ての施設の耐用年数期間に代える等、合理的な方法によるものとする。
また、造成時の耐用年数期間を超過している施設であっても、施設の劣化状況等を調査する機能診断に基づき合理的な残存耐用年数期間が設定されている場合等であれば、延長後の耐用年数期間を用いることができるものとする。
(2) 前記に伴い今後耐用年数を延長させる規模の大改修が行われる場合は、維持管理計画の変更が必要となる。
- 3 国、都道府県又は市町村が行う土地改良事業の負担金又は分担金を決済の対象とするには、土地改良区の定款において、これを負担すべきことが明示されていなければならない。
- 4 土地改良区が徴収すべき金銭の額のうち、決済年度の翌年度以降の負担相当額についての決済時点における現価は、次式により算定するものとする。

- (1) 決済年度の翌年度以降に徴収すべき負担相当額が各年度定額の場合

$$a' = a \frac{1 - \frac{1}{(1+r)^n}}{r} \quad \left. \begin{array}{l} a = \text{各年度負担相当額} \\ a' = \text{現価} \\ r = \text{利率} \\ n = \text{年数} \end{array} \right\}$$

- (2) 決済年度の翌年度以降に徴収すべき負担相当額が各年度不定額の場合

$$a' = \frac{a_1}{1+r} + \frac{a_2}{(1+r)^2} + \dots + \frac{a_n}{(1+r)^n} \quad \left. \begin{array}{l} a_1 = \text{第1年度負担相当額} \\ a_2 = \text{第2年度負担相当額} \\ a_n = \text{第n年度負担相当額} \end{array} \right\}$$